

医師の働き方改革に向けて、宿日直許可の取得はお済みですか？

2024年4月1日から「医師の働き方改革」が本格的にスタートします。

地域医療提供体制を確保するために、病院・有床診療所の管理者の方は、次に当てはまる場合は宿日直許可取得について確認してください。

宿日直に大学病院等からの医師の派遣を受けている

有効な宿日直許可を取っていない

- 以前に許可を受けたが許可書がない
- 以前に取得した許可時と状況が変わっている
- 許可の取り方がわからない
- そもそも許可を受けられるかわからない

宿日直許可取得のメリット

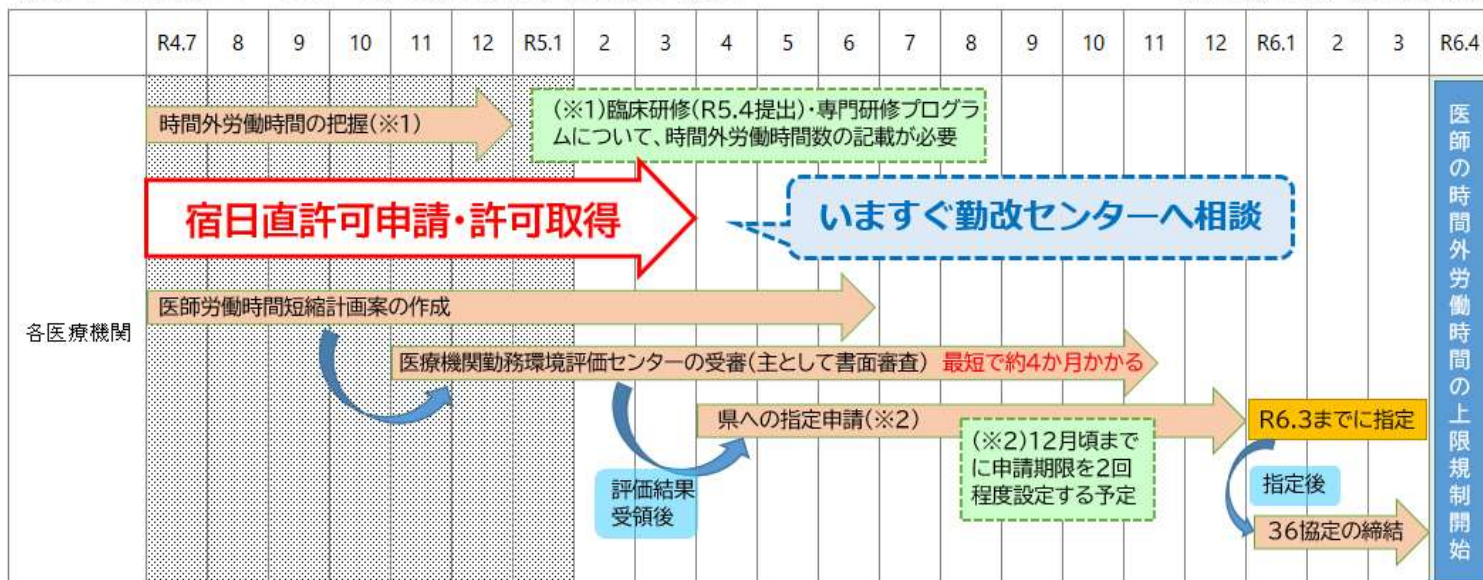
医療機関（病院・有床診療所）において宿日直の時間は、労働基準監督署の許可を受けた範囲で通常の労働時間から除外することができ、医師は勤務間インターバルの時間が確保できることとなります。

* 実際に通常と同じ業務に就いた時間は、宿日直の時間中であっても通常の労働時間となります。

宿日直の勤務を他病院から医師の派遣を受けている医療機関は、この宿日直許可がないと派遣元の医療機関の所定外労働時間に通算され、**場合によっては令和6年4月以降、医師の派遣を継続して受けることができない事態が生じる可能性がありますので、お早めにご準備ください。**

特例水準（B、連携B、C-1、C-2）の指定にかかる手続きの流れ（予定）

R5.1作成(三重県医療介護人材課)





三重県医療勤務環境改善支援センター



是非ご覧ください
(宿日直関係はこちら)

センターの概要

事業内容

女性が働きやすい
医療機関認証制度

の雇用の質を高め、働きやすい環境を実現します！

働き方改革



医師及びその他の医療従事者の
労働時間短縮に資する機器等の
特別償却制度



アンケート調査・統計



セミナー



労務管理に関する
ワンポイントアドバイス



かわら版

三重県医療勤務環境改善支援センターでは、医師の宿日直許可申請に関する次の支援を優先的に行っております。

- 宿日直勤務についての勤務形態・労働条件などの見直しの相談
- 労働基準監督署の行う宿日直許可・許可基準についての相談
- 労働基準監督署に許可を申請する際の事前調整、同席しての相談

この機会に一度 **三重県医療勤務環境改善支援センター** にご相談ください。

三重県医療勤務環境改善支援センター（事業委託：公益社団法人 三重県医師会）

〒514-0003 津市桜橋二丁目191-4 三重県医師会館5階 TEL：059-253-8879

URL：https://www.mie.med.or.jp/kinmushien/， E-MAIL：mie-kinmusien-c@bird.ocn.ne.jp

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）